
独立行政法人
農業者年金基金
の概要

I 独立行政法人農業者年金基金とは

独立行政法人農業者年金基金は、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）に基づいて、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする独立行政法人です。

なお、設立は平成15年10月1日です。

II 業務の内容

基金は、次の業務を行っています。

■農業者年金事業等

1 新制度（現行制度）

- ①農業者年金への加入申込者の加入資格の審査・決定
- ②被保険者記録及び待期者記録の管理
- ③保険料の徴収
- ④保険料及び一定の要件を満たす被保険者に助成される国庫助成金の運用
- ⑤給付金（農業者老齢年金、特例付加年金及び死亡一時金）を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給
- ⑥年金受給権者記録の管理 等の業務

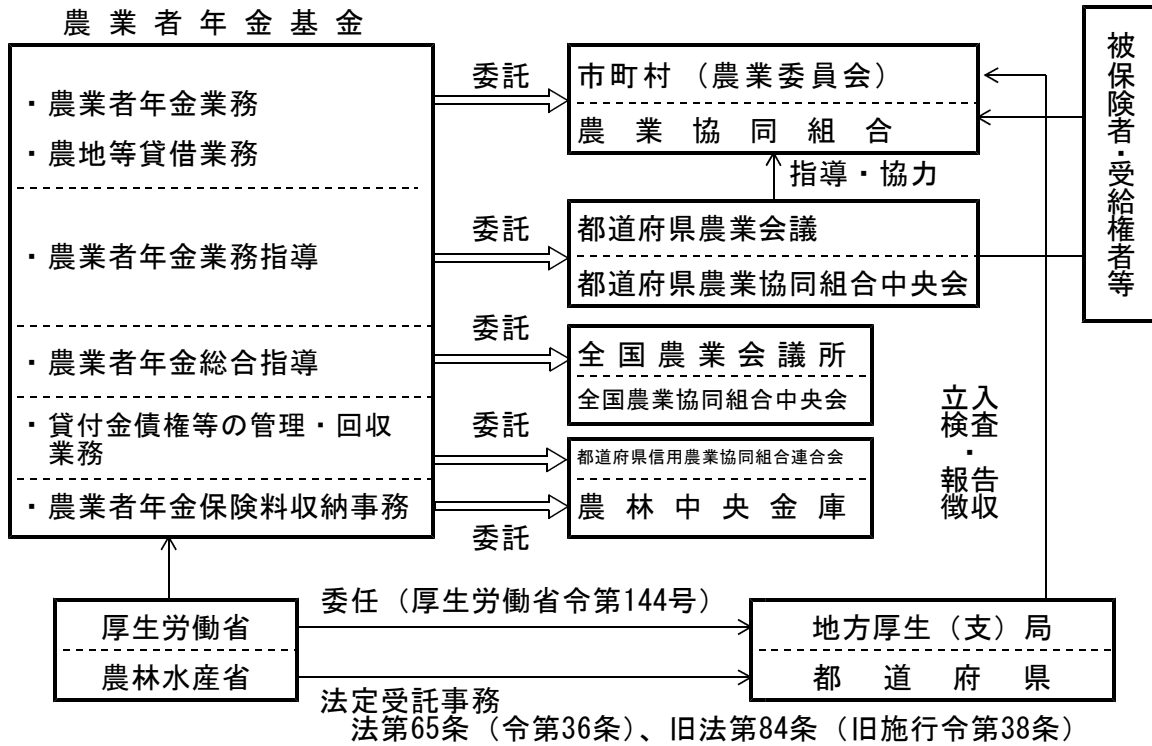
2 旧制度（農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年法律第39号）による改正前の制度）及び旧制度関連

- ①給付金（経営移譲年金、農業者老齢年金、死亡一時金）を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給
- ②年金受給権者記録及び待期者記録の管理
- ③経営移譲を円滑に進めるための農地等貸借事業
- ④経営移譲希望者の農地等を買うのに必要な資金として農業者年金加入者等に貸し付けた貸付金債権等の管理（新規貸付は廃止） 等の業務

☆ 業務の方法についての基本事項は、独立行政法人通則法第28条第1項の規定に基づき主務大臣の認可を受けた業務方法書に定められている。

Ⅲ 業務の実施体制

基金は、農業者年金事業の業務の一部を農業協同組合及び市区町村（農業委員会）等に委託して実施しています。



◆ 委託業務の概要 ◆

委託先	委託業務
市区町村 （農業委員会）	<ol style="list-style-type: none"> ① 農業協同組合から送付を受けた農業者年金事業諸届等の受付・点検、記載内容の事実の確認及び基金等への送付 ② 農地等貸借業務について、希望者への対応及び貸付・借受申込書等の受理、記載内容の事実の確認及び基金への送付 ③ 加入対象者への制度の周知・普及 ④ 加入対象者のは握、加入推進名簿の作成及びその管理に関する業務等
農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> ① 農業者年金事業諸届等の受理・点検及び農業委員会（又は基金）への送付 ② 保険料の収納及び委託者への送金 ③ 加入対象者への制度の周知・普及 ④ 加入対象者のは握、加入推進名簿の作成及びその管理に関する業務等
都道府県農業会議	<ol style="list-style-type: none"> ① 農業者年金事業の普及 ② 市区町村（農業委員会）が行う委託業務について農業委員会に協力すること ③ 被保険者、受給権者等からの相談に対する回答等 ④ 総合指導員による助言、巡回相談活動等 ⑤ 市区町村（農業委員会）の加入推進活動等に対する支援、資材の提供
都道府県農業協同組合中央会	<ol style="list-style-type: none"> ① 農業者年金事業の普及 ② 農業協同組合が行う委託業務についての指導 ③ 被保険者、受給権者等からの相談に対する回答等 ④ 総合指導員による助言、巡回相談活動等 ⑤ 農業協同組合の加入推進活動等に対する支援、資材の提供
全国農業会議所 ----- 全国農業協同組合中央会	<ol style="list-style-type: none"> ① 加入推進の特別活動に対する助言・指導、情報提供 ② 各系統組織の農業者年金総合指導員の活動に対する助言・指導、情報提供 ③ 各種の会議・研修会、現地検討会等における助言・指導 ④ 制度の普及に資する啓発資料等の作成・提供等
都道府県信用農業協同組合連合会	貸付金債権等の管理・回収
農林中央金庫	<ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者が届け出たJA預金口座からの自動振替による農業者年金保険料収納事務 ② 貸付金債権等の管理・回収

IV 組織図

(平成29年10月1日現在)

所在地：東京都港区西新橋1-6-21
役員数：5名(うち非常勤役員1名)
職員数：74名

